

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>講習用運転シミュレータ装置は、岐阜運転者講習センターにて実施する停止処分者講習、取消処分者講習等において体験型安全教育に使用する装置である。</p> <p>この装置の賃貸借については、令和2年1月4日から令和8年4月30日までの間、契約していたが、契約期間終了に伴い、リース延長契約を締結し、借り入れるものである。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>現在導入されている講習用運転シミュレータ装置のリース期間終了に伴うリース延長であり、現在の賃貸借契約業者である[REDACTED]以外から借入れることはできない。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。